

○平成 22 年 6 月 28 日（月） 第 1 回 大阪市特別職報酬等審議会議事録

（終給与担当課長）

本日は、誠に忙しいところ、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。ただ今より、大阪市特別職報酬等審議会を開催いたします。私、総務局人事部給与担当課長の終でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず、本日の審議会の開催に先立ちまして、本日、ご出席いただいております委員の皆様をお手元の「大阪市特別職報酬等審議会委員名簿」に沿いましてご紹介させていただきます。金児大阪市特別職報酬等審議会会長でございます。川口委員でございます。坂井委員でございます。鈴木委員でございます。高田委員、会長職務代理でございます。吉村委員でございます。なお、本日、藤井委員、町田委員につきましては、都合によりご欠席させていただいております。続きまして、市側の出席者の紹介をさせていただきます。村上総務局長でございます。中村総務局理事兼人事部長でございます。井上財政局長でございます。黒住財政局財務部長でございます。田中財政局財務部財務担当課長でございます。安尾財政局財務部総務担当課長でございます。小川教育委員会総務部総務担当課長でございます。松浦選挙管理委員会事務局選挙担当課長でございます。三井監査・人事制度事務総括局総務担当課長でございます。中河経済局総務部農業委員会担当課長でございます。井戸財政局税務部管理担当課長でございます。以上、審議会委員並びに本市出席者の紹介を終わらせていただきます。それでは、開会にあたりまして、村上総務局長からご挨拶申し上げます。

（村上総務局長）

総務局長の村上でございます。事務局を代表いたしまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、委員の皆様方、何かとお忙しいところ本審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素は大阪市政の各般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、本日の審議会の議題であります「本市行政委員会の委員報酬のあり方」についてでございますが、皆様方、ご承知のように、昨年 1 月、滋賀県大津地裁において、「滋賀県」に対して、労働、収用、選挙管理委員会の三つの行政委員会委員に支払う月額報酬の支給の差し止めが命じられ、また、本年 4 月 27 日の、大阪高裁での控訴審判決におきましても、選挙管理委員会の委員長以外については、月額報酬の支給を認めないとの判断が出されるところでございます。現在、「滋賀県」が最高裁に上告している状況にあります。そうした状況を踏まえ、他の自治体においては、既に日額報酬等に改定が行われている状況もございます。本市におきましても、「本市行政委員会委員の報酬のあり方」の見直し議論を進めて行く必要があると考えておるところでございますが、本市行政委員会の委員の現在の報酬額が、適切、妥当なものなのか、あるいは支給方法についても、月額報酬のまま、あるいは日額報酬に改めるべきか、と言った点などにつきまして、本年 1 月 15 日、審議会の委員の皆様方に、意見交換を通じて、本市に対して、意見をとりまとめていただきたい旨のご協力をお願いしてきたところでもあります。委員の皆様には、何かとお忙しい中、大変ご苦勞をおかけいたしますが、ご協力の程、お願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（終給与担当課長）

それでは、ここから先の進行につきましては、金児会長、どうぞよろしくお願いいたします。

（金児会長）

それでは、本日の審議会の議題であります、「行政委員会委員の報酬のあり方」に関しまして、ヒアリング、並びに意見交換を行う前に、ひとつ確認させていただきます。当審議

会は「会議の公開要領」に基づきまして、公開させていただいております。意見交換に先立ちまして傍聴者の皆様をお願いしたいことがございます。皆様に配布しております傍聴要領がございますが、2の遵守事項を守っていただきますようお願いいたします。傍聴者より写真撮影等の許可願いが届いているかどうか、いかがですか？

（終給与担当課長）
ございません。

（金児会長）
それでは、現在お二人の傍聴の方がいらっしゃいますが、許可したいと思います。宜しくをお願いいたします。それでは、ただ今より、審議会の意見交換に入りたいと存じます。本日の議題は「大阪市の行政委員会委員の報酬のあり方」についてであります。前回1月15日に開催いたしました当審議会におきまして、市側より「行政委員会委員の報酬のあり方に関する意見の聴取」について概要説明があり、意見交換を行ったものでございます。市側からは、今後、できるだけ早い時期に、私ども審議会から、この議題に関しまして、「意見」を取りまとめるよう、要望がなされたところでございます。その際、私ども審議会としましては、事務局からご提出いただいた資料にとどまらず、各行政委員会の活動状況等が詳細にわかる資料提出を求め、また、行政委員会を所管する関係各局の方々に、直接ヒアリングを行なうなど、この議題についての議論を深めて行くことを皆様方と確認させていただいたところでございます。この「行政委員会委員報酬のあり方」につきましては、私を始め、委員の皆様方が非常に強い関心を持っておられるところでもございまして、この行政委員報酬の見直しの課題について、私ども審議会としても積極的に協力してまいりたいと考えております。本日は、前回の審議会において、事務局を始め、行政委員会を所管する関係各局の皆様に対し、積極的な情報の提供や有意義な意見交換、ヒアリング等が、できるだけ早い時期に開催されるよう強く要請してきたところでございまして、その第1回目の意見交換をこれから行ってまいりたいと存じます。本日は、大阪市の行政委員会のうち、教育委員会、選挙管理委員会並びに固定資産評価審査委員会を所管する関係局の皆様からのヒアリング、意見交換を行いたいと思います。議事進行等につきましては、活発な意見交換が行えるよう、委員並びに市側の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。それでは、早速、意見交換に入りたいと思います。まず、市側（事務局）から概要の説明を求めたいと思います。

（終給与担当課長）
総務局給与担当課長の終でございます。それでは、まず、私の方から本日、審議会の委員の皆様方に「行政委員会委員報酬に関する資料」等について、ご説明申し上げる前に、お手元の資料「大阪市特別職報酬等審議会参考資料」について、ご説明、ご報告させていただきたいと存じます。失礼でございますが、座ってご説明させていただきます。お手元の資料を、お開きいただき、1ページをご覧いただきたいと思います。本市の市長等特別職につきましては、本年1月15日の、当審議会でもご説明、ご報告申し上げたところでございますが、資料1ページに記載しておりますとおり、市長の任期中に限り、給料の10%を減額しておるところでございます。そうした中で、この間の、本市職員の度重なる不祥事、また、本年3月に起きた地下鉄長堀鶴見緑地線における線路ポイント故障や、谷町線での電気ケーブル損傷事故などにより、多くの市民、利用者の皆様方にご迷惑をおかけしたことなどを受け、市長自ら、市政の最高責任者としての責任及び職員の不祥事の根絶に向けた決意を、職員さらには市民の皆様方に対して明らかにするために、市長自身の給料月額を、現在減額しております給料月額から、1箇月分さらに20%の減額を行う旨、表明されたところであります。このたび5月28日の市会本会議において、「市長の給料月額の特例に関する条例」が、可決、制定されたことにより、本年6月分の給料1箇月分

について、現在の 10%の減額に加え、さらに 20%の減額を行っていることにつきまして、委員の皆様方にご報告させていただきます。なお、副市長 2 人につきましても、現在 10%の減額を行っているところでございますが、市長同様に、職員の不祥事等の責任を明らかにするため、本年 4 月に、さらに 10%の給料を自主返納しておりますことを合わせてご報告申し上げます。次に、お手元にお配りしております「行政委員会委員報酬に関する資料」の最後にお付けしております参考部分をご覧くださいと存じます。委員の皆様方も既にご承知のことかと存じますが、昨年、平成 21 年の 1 月、滋賀県の大津地裁におきまして、「滋賀県の行政委員会委員に対する月額報酬の支給差し止めを命じる判決」が出され、また、本年 4 月 27 日に大阪高裁におきまして、同判決の控訴審判決が出されたところでございますので、まず、はじめに、その概要をご報告させていただきます。自治体の行政委員会委員の報酬につきましては、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項により、報酬は、「その勤務日数に応じてこれを支給する」こととされておりまして、「ただし書きといたしまして、条例で特別の定（さだめ）をした場合には、この限りではない」と規定されているところでございます。平成 21 年 1 月 22 日の大津地裁判決では、「条例で特別の定めとして月額報酬制を規定できるのは、勤務の実態が常勤職員と同様にされなければならない場合に限られ、滋賀県の実態は常勤職員と同じとは到底言えず、月額報酬は地方自治法の趣旨に違反している」として、労働、収用、選挙管理委員会の委員に支払う報酬の支給の差し止めを命じたものであります。一方、滋賀県側は、「行政委員会の委員の職務は単なる会議への出席ではなく、また、条例化に特段の制限は課されていない」ため、月額報酬制は違法ではないと主張し、大阪高裁に控訴していたものでございます。本年 4 月 27 日の大阪高裁における控訴審判決では、行政委員に対する報酬は、地方自治法上、日額報酬とするのが原則ではあるが、月額によらないといけなない特別な事情がある場合に限り、月額報酬とすることができるとされているとされており、また、月額報酬を採用する特別の事情があったとしても、その後の状況の変化により特別の事情がなくなれば、相当期間内では是正しなければならないとされ、「常勤職員と勤務量がほぼ同じか、待機が多い場合などに例外規定が適用できる。」とし、「わずかな勤務日数で月額報酬を支払うのは法に矛盾、抵触して著しく妥当性を欠く」とし、「許された裁量の範囲内を逸脱して違法」と判断されたものでございます。ただし、選挙管理委員長につきましては、「他の委員に比べて勤務日数が多く、月額報酬は裁量の範囲内であり、月額報酬がただちに違法とはいえない」との判断が示されたところでございまして、平成 15 年度から 20 年度の過去 6 年間の平均勤務日数として、選挙管理委員長の勤務日数は月 5 日前後、選挙管理委員長以外の委員の勤務日数としては、月 1.89 日～2.17 日とされております。また、具体的に裁量の範囲内とした勤務実態の認定につきましては、先程申し上げました過去 6 年間ににつきまして、各行政委員の月当たり平均勤務日数から、平均日額を算定し、国の行政委員の報酬が日額（1 日当たり 35,300 円以内）であることから、滋賀県の各行政委員の平均日額と、国の日額報酬とを比較したうえで、その結果、1.36 倍となる選挙管理委員長は「微妙」としながらも、「違法とは認定できない」と判断し、2.22 倍以上になるその他の委員については、違法と判断されたものでございます。滋賀県側は、5 月 11 日に「選挙管理委員長を除く各委員への支出差し止めを命じた大阪高裁の控訴審判決を不服として、現在、最高裁に上告しており、また法令解釈に誤りがあるとして、上告受理の申し立て」もされております。前回の審議会の際にも申し上げましたが、都道府県の多くの自治体は、行政委員会の報酬を月額支給としており、また政令指定都市では、本市を含め、固定資産評価審査委員会委員など一部の行政委員を除きまして、月額報酬となっているのが現状でございます。先程、概要をご説明申し上げました、平成 21 年 1 月の「滋賀県の行政委員会委員に対する月額報酬の支給差し止め」の大津地裁判決を受け、各地方自治体におきましても、「行政委員会委員の報酬のあり方」を検討するなどの動きが出始め、一部の自治体におきましては、既に委員報酬を「月額報酬」から、「日額報酬」へ見直したところも出てきている状況であります。具体的には、本年 4 月より「神奈川県」におきましては、公安委員会委

員並びに監査委員のうち、識見を有する者から選任された非常勤の委員につきましては、特別な事情があると認められることから月額報酬を維持されたものの、それ以外の行政委員会の委員につきましては、日額報酬に改められたところでございます。また、「青森県」におきましても、これまでの月額報酬の2分の1を月額報酬として維持した上で、実働日数に応じて報酬を加算するといった、「月額報酬」と「日額報酬」との併用制を採用されているところでございます。大阪府下の「茨木市」におきましては、昨年12月、既に「月額報酬」から「日額報酬」への条例改正が行われ、本年4月から施行されているところでございますが、その内容としては、従前の月額報酬を会議の開催日数等の実績で割戻し、1日あたりの報酬額を設定したとのことであり、報酬の支給総額としては、従前の月額報酬と変わらないようにお聞きしているところでございます。政令指定都市におきましては、「浜松市」が、本年4月より教育委員会、市及び区の選挙管理委員会、並びに人事委員会におきまして、日額報酬に見直しを行った以外には、私どもで把握している限り、見直した政令市は無いように聞いております。それでは次に、お手元の資料、「行政委員会委員報酬に関する資料」の、最初のページに戻っていただきまして、資料のご説明を申し上げます。お手元の資料の1ページから3ページは、政令指定都市におけます、平成22年4月1日現在の、行政委員会委員の報酬一覧でございます。また資料の5ページは、ただいまご覧いただきました政令指定都市におけます行政委員会委員報酬一覧をもとに作成した、行政委員会別の委員報酬の順位でございます。これらに見てとれますとおり、本市は、他の政令指定都市の報酬水準と比較いたしましても、高水準となっているのが現状でございます。次に、資料の7ページ、「本市の行政委員会委員報酬一覧（平成21年度）」をご覧いただきたいと存じます。一覧表の左から、本市の行政委員会の区分、各委員会の委員の人数、平成21年度におけます各行政委員会委員の年間活動日数でございます。カッコ内の数字につきましては、その年間活動日数から、月平均の活動日数となるように割り戻して平均日数を表しております。年間活動日数の右横の欄でございますが、減額措置前の報酬額として、現行本市の報酬額、いわゆる制度値でございます。資料の9ページから11ページの「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」で定めております。また、一覧表の右端、減額措置後の欄でございますが、平成21年度につきましては、「現行報酬の5%」を特例条例により1年間の減額を行ってまいりまして、各行政委員会の委員に対して、実際に支給した報酬額でございます。なお、その減額措置につきましては、資料12ページの、「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例」により定めているところでございまして、また、平成22年度の1年間につきましても、平成21年度同様に、「現行報酬の5%」の報酬の減額を行っております。資料13ページ以降は、教育委員会を始め、各委員会の平成21年度の委員会の概要等を整理したものでございます。1枚ページをめくっていただきまして、まず、15ページの大阪市教育委員会の概要についてでございますが、委員会の設置趣旨、根拠法令、委員構成、任期、並びに事務事業等を記載いたしております。また、17ページの委員会の概要等でございますが、表の上段から、定数、任期、委員の選任・承認の方法、準拠法令、成立条件、並びに現在の制度上の報酬額を記載しております。報酬額につきまして、先程も申し上げましたとおり、平成21年度につきましては、現行の制度上の報酬額から、特例条例により5%の減額を行っております。本年度につきましても、同様に5%の減額を行っております。その下、(A)の欄は、21年度中の会議の開催回数を記載しております。その回数を基に、月平均の開催回数、あるいは開催された会議の年間での所要時間を算出し、1時間あたりの単価、また1回あたりの単価といったものを算出しております。次に(B)の欄は、会議以外の出張、打合せ、行事等へ参加した開催回数を記載しております。こちらは月平均の開催回数、あるいは開催回数を年間での総所要時間に算出し、月平均の所要時間等を記載しているものでございます。最下段の(A)プラス(B)の欄でございますが、先程申し上げました、会議の開催回数及び会議以外で開催回数を加えたトータル数字を記載しております。年間での月平均の開催回数、あるいは開催された会議及び会議以

外の年間開催回数の合計を、総所要時間に直し、その合計から1時間あたりの単価、また1回あたりの単価といったものを記載しております。次に、19ページの平成21年度年間業務実績の表でございますが、これは、平成21年の4月から平成22年の3月まで、月ごとに、会議あるいは会議以外の詳細な活動実績を記載したものでございまして、先程ご説明申し上げました17ページの、平成21年度の委員会の概要等にお示ししております数字の積み上げとなる根拠資料でございます。次に、21ページでございますが、先程17ページでご説明申し上げました各委員会の、平成21年度の委員会の概要等と同じ内容で、平成18年度から平成20年度までの、過去3ヵ年分につきまして、参考にお示しさせていただいております。以降、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会並びに固定資産評価審査委員会の順で、それぞれ同様に資料をお示ししているものでございます。以上が、参考資料の説明でございます。委員の皆様方には、後ほど、この資料を基に、ヒアリング、意見交換を行っていただければと存じます。本日は、各行政委員会のうち、教育委員会、選挙管理委員会並びに固定資産評価審査委員会につきまして、所管局からの概要説明を行った後に、ヒアリング、意見交換を行っていただきたいと考えております。委員の皆様方には、「本市行政委員会の委員報酬のあり方」について、ご意見の取りまとめを行っていただくにあたりまして、私ども事務局としても、今後、精一杯の努力をさせていただきたいと考えており、何卒、ご協力の程をお願い申し上げ、私からの説明を終わらせていただきます。

(金児会長)

ありがとうございます。次に、本日、ヒアリングを予定しております行政委員会を所管しておられる各局から、委員会の概要等について説明をお受けしたいと思っております。まず、教育委員会事務局さん、よろしくお願いします。

(教育委員会事務局)

教育委員会事務局総務部総務担当課長の小川でございます。私のほうから大阪市教育委員会の概要等について、ご説明申し上げます。失礼ですが、座ってご説明させていただきます。お手元の資料、13ページをお開き願いたいと存じます。概要並びに活動実績等は15ページから27ページでございますが、15ページの「大阪市教育委員会の概要」に沿ってご説明申し上げます。教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」と言います。）に基き、教育の政治的中立性及び安定性を確保し、地方の実情に即した教育行政を行うために、市長から独立して設置された合議制の執行機関でございます。教育委員会の委員の定数は、6名でございまして、うち1名が教育長を兼職しております。委員は、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、市長が市会の同意を得て任命をいたします。現在の委員は、学界・法曹界・経済界・マスメディア・学識経験者の出身者から構成されておりますほか、行政職である教育長がおります。委員につきましては、この他スポーツ選手や婦人団体などからも選任されたことがございます。任期は4年でございまして、再任されることが出来ます。過去には2期8年間にわたり委員を務められた方もおられます。教育長を除く委員の中から委員長及び委員長職務代理者が選ばれ、委員長は教育委員会会議を主宰し、教育委員会を代表することとされております。委員長の任期は1年で再選は可能でございます。現在の池田委員長も昨年11月に再選されています。教育委員会とは合議制というところに特徴がございまして、一人ひとりで別々に事務を行い得るものではなく、教育委員会の会議の構成員としてその職務を行うこととされております。このことは委員長についても同様でございまして、委員長は委員会の代表者ではありますが、委員長自らが独自の行為として事務を処理することは認められておりません。このように教育委員会の運営にあたりましては、会議を中心として行われることとなっております。次に4の事務事業についてでございます。最も重要なものが先ほども触れました（1）の教育委員会会議でございまして、全委員が出席

して行います。会議ではここにあげておりますような事項について審議し、合議により議決を行います。教育委員会会議は毎月2回定例会が開催され、その他臨時会の開催もございます。会議は原則として公開で行われます。平成21年度は23回開催されております。議案については事前に各委員に送付し、内容を把握いただいた上で教育委員会会議に臨んでいただいております。会議当日は所管担当課長が議案の概要を説明し、委員からの質疑応答などの議論を経て議決を行います。案件によりましては、後に説明をいたします教育委員協議会の場で事前に説明を行うケースや実地調査を行う場合もございます。(2)のその他の行事等への出席につきましては、ここに挙げているのは代表的なものの例示でございます。教育委員協議会につきましては、議案として諮る前の事前の説明や教育行政施策等に関する意見交換・意見聴取を行うためや、教育委員会事務局から教育委員へ施策等に係る情報提供を行うために開催されるものでございまして、全委員が出席いたします。平成21年度は22回開催されております。式典への出席につきましては、19ページの平成21年度年間業務実績の表をご覧くださいませうでしょうか。例えば4月1日の教職員の採用発令式への出席、6月18日の指定都市教育委員教育長協議会への出席、20ページに移りまして、11月3日の市立校園職員児童生徒表彰式への出席、12月2日の青少年読書感想文コンクールの表彰式への出席及び3月31日の退職発令式への出席などでございまして、これには原則として委員長が出席いたします。平成21年度は合計7回の出席がございました。次に、現場視察につきましては、新たな取組を行っている学校等へ現場実態等にかかる視察を行うものでございまして、全委員が出席し、平成21年度は3回行われました。その他、教育委員会に特徴的なものとしまして、20ページの1月13日の欄にあります、市長への予算意見陳述がございました。これは、地教行法第29条に規定されているものでございまして、教育に関する予算の調製や議会に提出する議案の提出において市長は教育委員会の意見を聞かなければならないとされているために行われております。これは、教育委員会の意思を反映することによってその独立性、自主性を尊重するために設けられた制度でございまして、原則として全委員が出席をいたします。また、委員長は市会本会議や文教経済委員会への出席がございまして、必要に応じて答弁を行います。平成21年度は3回の出席がございました。これらの他のものを含めまして平成21年度は委員長は合計43回、委員は合計34回の出席がございました。15ページに戻っていただきまして、(3)の活動状況の点検・評価につきましては、教育委員会は、地教行法第27条により、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、市会に提出するとともに、公表しなければならないとされております。これは、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくという趣旨で定められておりますもので、教育委員会が立てた基本の方針に沿って教育長等が具体的教育行政を執行しているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックするものでございます。最後に、5の服務についてでございますが、まず委員は、教育行政が中立性と安定性を保持しつつ、適正に運営されなければならないという観点から、地方公共団体の議会の議員、長及び地方公共団体に執行機関として置かれている委員会の委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができないとして兼職が禁止されております。また、委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様であるとして、守秘義務が課せられております。さらに、委員は、教育行政の政治的中立性を確保するため、政党その他の政治的団体の役員となること及び積極的な政治運動を行うことが禁止されております。以上が本市教育委員会の概要でございます。次に、委員報酬にかかる教育委員会としての見解を述べさせていただきます。教育委員会が所管をしております教育行政は、行政全般の中でも市民からの注目・関心が非常に高い分野でございまして、特に学校教育につきましては、未来の日本を支える人材を育成していくという、非常に重い役割を果たしているものでございます。教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針のもと、安定的に行われることが必要であり、また、教育は結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握

がしにくい特性がありますことから、教育方針の変更・決定等を行うにあたりましては、様々な課題、状況を勘案の上、慎重に検討を重ねる必要がございます。近年では、学校教育に対する期待、要望が多様化、複雑化しており、それに応えるべく様々な取組、対応を行っていかねばならず、また、例えば全国学力テストの結果の公表や実施方法、教科書の採択などについて、非常に大きな注目が集まる中で教育委員会として判断を行っていかねばならないケースがあるなど、その職責もさらに重くなっている状況がございます。このように、教育委員会は、教育における地方自治の精神に基き、当該地域の教育行政全般に関して責任を直接に負う機関であると考えております。先ほど申し上げました、活動状況の点検・評価や予算や議会提出案件の市長からの意見聴取などの制度はこういった職責を果たしていくための一つの手法として規定がされているものでございます。教育委員がこういった職責を果たしていくためには、単に会議等に出席してその場だけで意見を述べればよいというように、個々の会議等に出席するときのみ教育委員として活動するというものではなく、日常的に教育委員として本市教育行政について考え、行動していただく必要がございます。この点、地教行法第11条にも「委員は、その職務の遂行に当たっては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第1条の2に規定する基本理念に即して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。」と規定されておりますように、委員には重要な責任を自覚するとともに高い使命感を持って職務を遂行していくことが求められております。また、教育委員が教育行政の運営に関して、適切な判断と決定を行うためには、現行制度の理念、当面する教育及び教育行政の諸課題に関する深い理解と知識が求められます。なお、月額報酬が高額であるという批判につきましては、真摯に受け止め、一般的に合理的とされる額へ引き下げを行うことにつきましては、教育委員会として受け入れたいと考えておりますが、教育行政の現状及び教育委員に求められる職責等を勘案しますと、日額制の報酬制度はなじまないと考えております。最後に、先日この件につきまして、教育委員にご説明申し上げたところ、各委員とも私が先ほど述べたような見解でございまして、今日の厳しい財政状況を踏まえ、市民のご理解を得るためにも、月額報酬が大きく減額されることについては全く異存はないが、審議会の委員と教育委員会の委員とは業務内容、職責等、全く性質が異なるのであって、日額報酬とすることは法で定められた教育委員会制度の趣旨を損なうものであるということ強く申しておりました。また、現在文部科学省で教育委員会の活性化を行っていくための方策等が検討され、自分たちとしても学校現場等への視察や新しい取組を行っている他の自治体への視察・調査を積極的に行うなど、活動を頻繁に行うことにより、教育行政にかかる様々な施策判断を主体的に行うことに役立てていきたいという思いを教育委員会事務局へ提案をしている状況の中で、報酬を日額化することは、現下の厳しい財政状況のもとでは、経費節減の観点等から活動回数を減らさなければならぬということにもなりかねず、逆に活動が停滞するのではないかという思いがあり、月額報酬制度を維持することにより特段の制約も無く活発に活動していきたいと申しておりましたことをお伝えいたします。以上、誠に簡単ではございますが、私からの説明を終わらせていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。

(金児会長)

ありがとうございました。次に、選挙管理委員会事務局さん、よろしくお願いします。

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局選挙担当課長の松浦でございます。私の方から選挙管理委員会の概要等についてご説明申し上げます。失礼ですが座ってご説明させていただきます。お手元の資料の29ページをお開きいただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、31ページ以下に大阪市・区選挙管理委員会の概要を記載してございます。そこにございまして、ように根拠法令は公職選挙法でございまして、構成の方は100名でございますけれども、

これは他の行政委員会とは異なるところでございまして、選挙管理委員会の場合は、市と区と両方で選挙管理委員会がございまして、それぞれ4名ずつ、市が4名、区が24区で4名ずつの96名、合計100名ということになってございます。任期は4年でございます。ただ、任期は4年でございますけれども任期の起算点は区によりまして合区・分区が行われたこと等によりまして、若干ずれてございます。年数としては4年ということでございます。それから具体的に委員の選任方法でございますけれども、これは議会での指名推薦という形になっております。従いまして、議会の方で候補者を推薦されまして、議会の方で決定されるという形になってございますので、事務局の方は選任に当たってはまったくノータッチという形でございますので、どのようなルールで選任されているかというところは事務局としては関知しておらないところでございます。それから在任の期間でございますけれども、これは区によって様々でございます。市の選管の場合は、ほとんどが1期4年でございます。最近ではほとんど4年でございます。稀に2期される方もいらっしゃいますけれども、ほぼ1期のみという形でございます。区の方はバラバラでございまして、現在在任しておられる方で、最長の委員さんは通算で31年という方が最長でございます。100名の中で2期以上勤められておられる方は40名でございます。そのうち、10年以上在任されている方は15名となっております。それから、次に具体的な事務事業でございますけれども、お手元資料「選挙管理委員会議の開催」以下でございますけれども、選挙管理委員の業務としますと2番目の選挙人名簿登録事務以下にございます具体的な事務でございますが、名簿の登録、選挙の管理・執行・啓発等々こういった事務に関して、法律で定めた決定事項を、冒頭にございます選挙管理委員会議を開催して議決・承認していくというのが、主な選挙管理委員の業務となっているところでございます。おめくりをいただきまして、32ページの下段のところに「会議等の開催状況」が記載されてございますが、これは平成21年度の会議等の開催状況でございます。後ろの方の資料ごらんいただきますと18年、19年、20年と過去の3年度分も記載してございますが、選挙管理委員会の場合は選挙が有る年と無い年で非常に業務量が異なっております。ちなみに平成21年度は衆議院選挙がございまして、遡りまして18年度は選挙そのものの執行はございませんでしたけれども、19年4月にございます統一地方選挙の準備を行ってまいりました。平成19年度は統一地方選挙、それから参議院選挙、市長選挙、知事選挙と4つの選挙の執行がございました。平成20年度はまったく選挙執行が無かったということでございますので、その点ご了承をよろしく願いいたします。具体的な事務の内容でございますけれども35ページを参照いただきたいというふうに存じます。こちらは市の委員長の業務実績でございますけれども、これに沿ってご説明させていただきますと、まず、4月16日のところに「4月定例会」とございますけれども、これが選挙管理委員会議でございます。定例月1回行っております。その次に21日のところにございます「市区選挙管理委員長会議」でございますけれども、これが市の委員4人と24区の委員長が出席して行われる会議でございます。これも定例月1回でございます。それ以外に5月21日・22日にございます「指定都市選挙管理委員会連合会通常会議」への参加、それから9月18日を見ていただきますと「明るい選挙推進ポスターコンクール市審査会」とありまして、これはいわゆる啓発行事でございます。10月29日の「市民のつどい」これは講演会でございますけれども、これも啓発の行事でございますが、こういったものへの参加といったことが、選挙の無い月の活動となっております。これ以外に選挙時になりますと7月27日にございますように臨時会ということで、選挙に向けた臨時の選挙管理委員会が開かれます。8月4日のところに「市区町村選挙管理委員長・書記長会議」とございますけれども、これは府が主催いたします選挙に向けた会議でございます。それから28日のところにございますけれども、これは選挙に向けた選挙啓発に向けた行事でございます。さらに30日、これは投票日でございますけれども、選挙当日の区への巡視ということでございます。これが、市の委員の主な選挙時の実績の状況でございます。区の方でございますけれども、少しおめくりいただきまして、53ページをご参照いただければと思います。こちらの方「選挙管

理委員会」と「市区選挙管理委員長会議」これは、市選挙管理委員会と共通でございますけれども、市と異なっておりますのは、例えば8月10日のところでございますように「警察署打合せ会」、「投票管理者打合せ会」これは選挙時でございますけれども、選挙時になりますと関係先との打合せ事項が区の選管の場合はでてまいります。それから、8月30日にございますけれども投票所巡視これは市選管と同様ですが、開票のほうでございますが、開票事務の管理、これが区の独自の事務となっております、選挙の開票管理は区の選挙管理委員会の委員が出席してやっておりますので、この業務が出てまいります。9月の所でございますけれども、これはたまたま平成21年度北区の例でございます、北区で補欠選挙がございましたので。17日の所に立候補の受付のリハーサル、それから18日のところに本番の立候補の受付というのが記載されております。この立候補の受付関係、市議なり府議の場合は府の委員会、それから市長選挙があった場合は市の委員会の委員が出席して受付を行うということになっております。概ね業務としてはそういったものになってまいります。具体的に委員会議での決定事項なり決定方法でございますけれども、概ね資料に従って承認、確認という行為を行うことが多ございますけれども、特に市の委員会でございましたら、市長選でありますとか、生野の方でも行われることになっておりますけれども、市議会議員の補選、こういったものの選挙期日を決定あるいは、異議申し出がございまして、投票の有効、無効等の判断を行う場合には一から議論の上決定するといった事項もあるところでございます。更に、今後の業務の状況でございますけれども、今年度から国民投票法が施行されてございまして、憲法改正等の国民投票が行われることとなりますと、これも選挙管理委員会の事務になってまいります。それから、他の自治体等でもございますように、条例等で住民投票が行えるということで制定された場合には、これも選管の事務になるというのが通例でございます。また、他都市でも直接請求を行う条例の制定改廃やりコールといったものが増えてございますけれども、これも選挙管理委員会の事務ということになってまいりまして、今後はこのへんの事務が増えてくることが予想されているところでございます。以上、簡単ではございますけれども私からの説明を終わらせていただきます。なにとぞよろしくお願いいたします。

(金児会長)

はい、ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして何かご質問等ございますでしょうか。それでは、最後に財政局さんからのご説明お願いいたします。

(財政局)

財政局税務部管理担当課長の井戸でございます。私の方から固定資産評価審査委員会の概要等についてご説明申し上げます。失礼ですが座ってご説明させていただきます。お手元の資料の125ページから掲載されておりますのが、固定資産評価審査委員会の資料でございます。具体的には127ページ固定資産評価審査委員会の概要というのがございますのでそれに沿ってご説明をさせていただきます。まず一番目に特色と役割ということですが、地方自治法及び地方税法の規定によりまして、市町村に設置が義務付けられた執行機関でございます。固定資産税を課税いたします際には、総務大臣が定めました「固定資産評価基準」に基づいて固定資産課税台帳に登録される価格を算定いたしまして、その価格に税率をかけて税額を求めることになっておりまして、この価格は市町村長が決定することとされております。この価格に対して納税者から不服が提起されました場合に価格について審査、決定を行うというのが、固定資産評価審査委員会の役割でございます。この決定について市長は拘束され、一方、申出人は決定に不服がある場合は訴訟を提起することができるとされております。この制度につきましては評価・課税主体である市長から独立した第三者機関である委員会が、固定資産の評価額の適否に関する審査を行いますことで、評価の客観的合理性を担保し、納税者の権利を保護するとともに、固定資産税の適正な賦課を図るための制度でございます。定数でございますが、本市においては12人でございま

す。委員の選任につきましては、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任すると地方税法に定められております。本市におきましては、このすべての条件を満たす方の中から選任することとしておりまして、具体的には弁護士、建築士、税理士、不動産鑑定士といった方々を選任しているところでございます。任期は 3 年でございます。なお、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とされております。再任については妨げないこととしておりますが、本市では、運用といたしまして 3 期まで継続可能としております。現在 12 名の委員のうち、3 期目に入っておられる委員は 3 名いらっしゃいます。2 期目の方が 5 名、1 期目の方が 4 名という状況でございます。委員会の運営ですが、委員会には、互選により委員長を置きます。審査の決定については、委員のうちから委員会が指定する 3 名で構成する合議体で事案を取り扱います。現在、12 名の委員がいらっしゃいますので、合議体の数は 4 つに分かれておりまして、4 つの合議体に事案を振り分けさせていただいております。各合議体では、形式審理を行ったのち、書面審理ですとか、申出人からの口頭による意見陳述等、実質に審査を行い、審査の決定を行っているということですが、具体的にはもう一枚めくっていただいて、129 ページのところに審理の流れというのを載せております。審査申出人の方から審査の申出をいただきますと、まず最初に形式審理として申出人より提出されたものが、審査申出人の資格があるか、委員会で審理できる内容のものかということを確認していただきます。不適法なものうち補正できるものは補正書を出していただきます。こういったところから委員会の審理が始まってまいります。形式審理の結果、適法なものにつきましては市長に対する弁明書の提出要求を行います。市長側から弁明書が提出されますと弁明書を審査申出人に送付いたしまして、それから反論書の提出を求め、書類のやりとりを通じて不服な点や内容等、争点を明らかにして審理を行ってまいります。更に、次の口頭による意見陳述は、審査申出人の求めにより審査申出書や反論書で十分に主張できないことについて申出人から直接口頭で意見を述べるという機会となっております。委員会の場に出席を頂いて評価に対する意見を述べていただくということで、一人概ね 30 分程度ということで開いておりますが、場合によりましては、市政全般に対するお叱りですとか意見等いただきまして、2 時間を超えるといった場合もございます。さらに検証といたしまして、申出人の申立又は委員会の職権で検証を行う場合もあります。それから審尋ですが、評価に関して市長からの弁明書を求めるわけですが、それだけではなく直接意見を聞く場合においては市長代理人を委員会に呼びまして、そこでの審尋ということを行っております。こういった審理を通じまして審査の決定を行い、結果について市長と申出人に通知するというのが審理の流れでございます。前のページ 127 ページに戻っていただきまして、21 年度の実績ですが、平成 21 年度につきましては固定資産税について 3 年ごとの評価替えの時期でございましたので、かなり多くの審査申出が提出されております。21 年度の審査申出件数は 474 件。そのうちの 418 件、約 89% について処理が終わっております。処理に向けての合議体の開催回数は 1 年間で 93 回。平均いたしますと、月に 7.75 回ということで、一回あたりは 2 時間以上かけての審理をお願いしております。1 件の申出につきまして、先ほど申し上げました形式審理に始まり決定に至りますまで 3 回から 5 回程度の審理を合議体で行っておりますが、難件の場合につきましては数ヶ月以上に及ぶ場合もある状況でございます。特に最近、家屋につきましても土地につきましても税理士さんや弁護士さんといった専門家が代理人になって申出されることも増えておりまして、評価の詳細についてのご指摘をいただくことが増えているというのが実際でございます。具体的な会議の内容については 133 ページに載せております。そこに書いてありますとおり、各第 1 から第 4 の合議体を合わせて毎月 4 回から 8 回開催しているという実態でございます。また報酬につきましては固定資産評価審査委員会につきましては日額となっております。私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。